

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

鹿嶋市

2 構造改革特別区域の名称

鹿嶋英語教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

鹿嶋市の全域

4 構造改革特別区域の特性

鹿嶋市は、首都東京から約80km 東に位置し、鹿島灘を臨む自然豊かな市である。本市は、武甕槌神が祭神で東国三社の一つにも数えられている「鹿島神宮」が鎮座し長い歴史を持つ一方、住友金属工業を中心とした近代的な工業地帯が広がっている。本市を含めた工業圏域内では「鹿島経済特区」が認定され、中でも住友金属の製鉄技術は、世界の中でも高い評価を受けており、国際的な領域における研究や多様な交流を行っている。

本市では、新鹿嶋市総合計画の中で「世界に羽ばたくひとづくり」を掲げており、未来に羽ばたく人材の育成や国際交流の推進をしている。平成10年2月には国際交流協会を設立し、市内在住の外国人への支援を行うとともに、小学校の「総合的な学習の時間」における国際理解教育の授業講師を派遣するなど、市民の国際交流活動の支援及び啓発を行っている。

平成14年に日韓合同で開催されたサッカーの2002FIFA ワールドカップでは、本市にある茨城県立カシマサッカースタジアムでイタリア VS クロアチア戦など3試合が行われ、世界中の多くの国の方が本市を訪れており、その中で、通訳ボランティアやホームステイなどの国際交流活動を行い、たくさんの外国の方と触れ合うことで、世界をより身近に感じる事ができ、市民の中に異文化に対する理解、国際社会に対する認識が自然と芽生えるようになった。また、平成14年11月には中国塩城市との友好都市を、平成15年11月には韓国西帰浦市との姉妹都市をそれぞれ締結している。さらに、平成16年度より中学生海外派遣交流事業を行っており、平成18年度については韓国西帰浦市、中国塩城市及びオーストラリアカラウンドラ市に中学生を派遣し、一般家庭にホームステイや授業に参観し、現地の生徒と交流を図っている。

本市では、「地域的な固有性と世界に広がる開放性とを統合して生きようとする子ども」の育成を目指した教育を進めている。国際理解教育の取組としては、平成元年度より市内中学校に外国語指導助手を配置しており、所属校の教職員の一人として英語の授業ばかりでなく学校における教育活動にも参加し、普段から生徒が英語と接する環境を整えているところである。また、小学校においては「総合的な学習の時間」における国際理解教育の一環として、平成18年度より市内小学校3校をモデル校に指定し、外国語指導助手と担任が連携をとりながら「レシピ方式(PLS システム[®])」(株式会社 パシフィック イングリッシュ クラブが作成した小学校英語指導方式。PLS は Pacific Language School の略)を取り入れた指導を実施しており、児童の英語や異文化に対する関心を高めることに貢献している。

以上のような鹿嶋市の現状を踏まえ、これから国際都市としての魅力を創出し、地域の活性化を図っていくためには、鹿嶋市の長い歴史と文化を踏まえつつ、経済、工業、教育、スポーツ・文化など多くの分野において国際化に対応できる人材を育成し、そのための環境を整備していくことが不可欠であると考える。

5 構造改革特別区域計画の意義

現代の社会は、情報技術や交通機関の急速な発展により、情報、物資さらには人材の交流は急激な国際化を迎えている。このような国際社会において、相手の考えを受け止め、自分の意思を正確に伝えるためには相手の文化や言語を理解する必要がある、そのためには、現在世界で幅広く使用されている英語に触れる機会を作り、英語でのコミュニケーション能力の育成や異文化理解教育を推進することが求められている。

このため、近年様々な分野において国際化が著しく進展しつつある本市の特性を踏まえ、英語でのコミュニケーション能力を持ち、国際社会に対応しうる、これからの鹿嶋市を担う人材を輩出させるため、構造改革特別区域計画により、「英語科」を小学校の教育課程の中に位置付け、すべての市内小学校で実施する。なお、「英語科」の時間を設置するにあたっては、既に平成18年度より実施している市内小学校3校のモデル校での実績を基に、市内小学校に段階的に設置し、平成20年度には全校において実施を予定しており、英語教育の充実を図る。

既に、中学校に配置している外国語指導助手により、モデル校以外の市立小学校への訪問を月一回実施しているところであるが、さらに、「英語科」を小学校の教育課程に位置づけることで、小学校で生きた英語に触れる機会を充実させ、国際社会に対応することができる人材育成を推進するとともに、保護者や市民が英語や異文化への関心を高めることで、国際社会への対応や環境の整備についても期待されるところである。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市では、早期から英語教育に取り組んできた実績をもとに、さらに効果的な英語教育を実践するために、構造改革特別区域による規制の特例措置を活用して、小学校から英語科を導入することにより、「地域的な固有性と世界に広がる開放性とを統合して生きようとする子ども」の育成を目指した教育を進める。このことにより、国際社会の中で通用する英語によるコミュニケーション能力を養うとともに、異文化理解を推進し、本市の多分野における国際化に対応できる人材を育成する。また、あわせて、教室などの環境についても、異文化理解を促進するよう整備する。

なお、小学校においては英語教育の取組を一層効果的にするため、将来的には、小学校への準備期間として幼稚園で英語教育にも取り組み、また中学校での英語教育との連携を深め、長期的な視野に立った英語教育の充実を図ることを目指す。

また、時代に即した英語教育や異文化理解教育を通じ、都市としての魅力の創出や地域の活性化など、本市の目標である「住みたいまち 行きたいまち ひとが輝く 21かしま」の達成をあわせて目指すものとする。

そこで、次の2点を目指し「英語科」を導入する。

(1)「英語によるコミュニケーション能力」の育成

小学校での「英語科」においては、実践的なコミュニケーション能力の基礎の育成を目指すこととする。具体的には、小学校6年間の英語科教育の目標としては、約8割の児童が身近な事柄に関する語句、表現又はまとまった会話や文章を聞き、対応できる英語検定5級程度の英語によるコミュニケーション能力を身につけることとする。なお、中学校での英語科においては、小学校での「英語科」を通じ異文化との交流を図る面白さを学んだ児童に対し、初歩的な外国語の言語能力に支えられた実践的なコミュニケーション能力の育成を目指すこととする。

(2)「郷土認識に立った異文化理解とそれを尊重する心」の育成

国際化が進む現在の社会では、異文化をもつ人たちと接する機会が多くなるため、児童が体験的な活動の中から異文化に対し、共通性及び異質性を理解することで、全ての人間と共生していくことができる心の育成を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造特別区域に及ぼす経済的社会的効果

小学校における英語教育の推進・充実に取り組むことは、音声言語としての英語への慣れ、積極的にコミュニケーションをとろうとする態度の醸成に加え、国際社会の場で臆することなく活躍できる人材の育成につながる。また、増加傾向にある外国人とコミュニケーションを図ることができるようになるうえでも有効であると考ええる。

さらに、中学校での英語教育との接続が円滑になり、中学校での英語の言語構造に関する知識の育成により英語の総合的な理解を図ることができる。

これにより、英語によるコミュニケーション能力をもった、将来の地域経済を担う人材の育成と社会的な効果が期待できる。

また、郷土認識に立った異文化理解を推進することで、視野を広げ、郷土を愛し、豊かな心をもった人材を育成することができると思う。

今までは、英語が話せる限られた者だけで行っていた外国人の訪問への対応についても、これからは子どもたちがより積極的にコミュニケーションを持つことができるようになることなどによって、外国人にとって親しみをもって本市を訪れることができるようになる。このように外国人を受け入れる環境をさらに整備することにより、長い歴史を持ち観光名所である「鹿島神宮」などへの外国人観光客の増加や日本を代表する企業である「住友金属工業株式会社」を始め、市内にある企業が海外進出や海外からの研究者などの受入が活性化し、国際性豊かな都市を築くことができる。

一方、外国人の受入が活性化することで、本市の名産品であるはまぐり、タコなどの水産物やメロンなどの地域特産品、さらには鹿島アントラーズを中心としたスポーツのまちとしてPRすることができ、多方面での経済的な効果が期待できる。

さらに、長い歴史をもち、サッカーの街としても知名度のある鹿嶋市が早期英語教育を導入することにより、周辺市町村への教育的波及効果が期待できる。また、国際化に対応したまちづくりを進めることにより、本市のさらなる経済的社会的な国際化が期待できる。

8 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校設置事業（８０２）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

（１）外国語指導助手（ALT）及び日本人コーディネーターの配置

外国語指導助手（ALT）及び担任とALTの調整を行うコーディネーターを配置する。平成19年度は学級数を勘案しながら原則として2校に1名程度を予定しており、ALT6名、コーディネーター5名を配置する。平成20年度については、ALT7名程度予定している。将来的には、1校1名の専属のALTを常駐させることを目標とする。

（２）英語科に係る教員対象の研修を実施

効果的な授業運営を行うために、ALTや教員を対象とした研修を行う予定である。また、校内研修を行うことにより教師間の共通認識を図りながら指導力の向上を目指し、子どもたちが英語によるコミュニケーション能力を確実に定着させるために教員及びALTの資質向上を図る。

別紙

1 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校設置事業（８０２）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

鹿嶋市内全小学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

（１） 事業に関与する主体 鹿嶋市

（２） 事業が行われる区域 鹿嶋市内全小学校

（３） 事業の実施期間

平成 19 年 4 月 1 日から下記 5（３）の教育課程の基準によらない部分が教育課程の基準内になるように学習指導要領が改訂されるまでとする。

（４） 事業により実施される行為や整備される施設などの詳細

鹿嶋市立小学校において、第 1 学年から第 6 学年までの教育課程に「英語科」を新設。

「英語科」の授業時数は、第 1 学年及び第 2 学年は年間 20 時間とし、第 3 学年から第 6 学年までを年間 35 時間行う。

「英語科」の成績評価について、学習過程においては歌やゲームなどの体験的な内容が中心となることから、数値による評価は実施せず、授業における活動を通じ意欲・関心・会話力を中心に評価を行う。

将来的には空き教室を利用した「英語科」専用の「English Room」(仮称)を作り、外国語指導助手（ALT）を常駐させることも検討している。

5 当該規制の特例措置の内容

（１） 取り組みの期間等

平成 19 年 4 月から事業を開始し、特例適用開始の時期の 1 年生が卒業する 6 年後の平成 24 年に事業について評価・見直しを行う。

（２） 教育課程の基準によらない部分

学校教育法施行規則第 24 条第 1 項に規定する教科の他に、小学校に「英語科」を新設する。

学校教育法施行規則第 24 条の 2 に規定する授業時間数を改める。

ア 第1学年及び第2学年では、「生活科」から20時間削減し、「英語科」の時間を20時間新設する。

イ 第3学年から第6学年までは、「総合的な学習の時間」から35時間削減し、「英語科」の時間を35時間新設する。

学校教育法施行規則第25条の内容に加え、「英語科」の教育課程を編成する。

(3) 計画初年度教育課程の内容等

「英語科」の設置理由及び目標

ア 「英語科」の設置理由

本市では、本市の多分野における国際化に対応できる人材を育成し、環境を整備していかなければならないと考えている。そのため、教育課程に「英語科」を新設し、英語によるコミュニケーション能力の育成という目標を定め、国際化に対応することができる人材の育成を具体的に進める必要がある。

これまで、現在の教育課程にある「総合的な学習の時間」に行われる国際理解教育の一環としての英語活動を実施してきた。英語活動は、英語に触れることにより、児童が外国の生活や文化などに慣れ親しむこと及び興味・関心を持ち、主体的な学習を行うことを目標として、モデル校を指定して実施してきたが、1・2年生においては教育課程外での時間で実施しており、児童や教員に負担がかかっていた部分がある。

今回の特区構想において、「英語科」を教科として設け、言語発達が著しい小学校段階において聞く・話すといった実践的なコミュニケーション能力を習得するために、一貫性を持ったカリキュラムを編成するとともに、外国語指導助手（ALT）による英語教育を行うことは、音声面での定着により読み・書きといった学習を効果的に行ううえで大変重要であり、また、異文化理解を進め、国際社会に対応できるコミュニケーション能力を育成する上で有効であると考えます。

さらに、より効果的な教育を行うため、カリキュラムの内容や指導方法の研究を行い、その改善に努める。

イ 「英語科」の目標

小学校6学年を2・2・2年のまとまりととらえ、プログラムに即した授業の実施を行うこととするが、各学年のねらいや目標については、第1学年及び第2学年は、英語に親しむことに重点を置き、英語の歌やゲームを通じて英語の音や外国人（英語指導助手）との関わりに興味・関心をもつことを目標とする。

第3学年及び第4学年は、継続的かつ体験的な授業を受けてきたことを踏まえ、身の回りにある英語表現に慣れることに重点を置き、簡単なあいさつを行うこと、また、外国人（英語指導助手）との関わりや英語活動への参加を積極的に行うことを目標とする。

第5学年及び第6学年は、英語による基本的なコミュニケーションを身に付けることに重点を置き、日常生活で必要となる英語表現による会話を行うことができることを目標とする。

また、「英語科」の実施に当たり、効果的な指導のためのプログラムや教材の研究を行う

とともに、研究授業を実施することで、カリキュラムの内容や指導法の改善・向上を目指す。今後は、幼稚園・小学校・中学校の連携を深め、長期的な視野に立った英語教育が必要であると考えことから、各成長段階に応じたカリキュラムを作成するための研究を行い、幼稚園・小学校・中学校と抵抗なく円滑に進むような英語教育の推進に取り組むことにより、継続的に外国人による授業経験を蓄積することが国際社会を生きていくうえでの糧となり、将来、海外留学・駐在等の際の自信につなげていく。

実施方法

鹿嶋市立小学校において、小学校1年生から小学校6年生までの教育課程に「英語科」を新設する。

平成19年度の英語の授業時間数は、平成18年度モデル校として実施している波野小学校、豊津小学校及び中野東小学校での実績を踏まえ、第1学年及び第2学年は年間20時間、第3学年から第6学年までは年間35時間として設定し、第1学年及び第2学年においては「生活科」、第3学年から第6学年においては「総合的な学習の時間」の移行によりそれぞれの時数を確保する。

第1学年の段階から、歌、ゲーム、クイズなどにより音声面から英語に触れ、体験的学習により英語に親しむことで、積極的に英語によるコミュニケーションを図ろうとする姿勢を育て、将来において実践的なコミュニケーションを行うことができるような英語教育を目指すものである。小学校6年間の「英語科」の最終目標は、約8割の児童が身近な事柄に関する語句、表現又はまとまった会話や文章を聞き、対応できる英語検定5級程度の英語によるコミュニケーション能力を身に付けることとする。

また、担任及びALTとのチームティーチングにより授業を行う。

教科として「英語科」を位置付けるにあたり、実践的なコミュニケーション能力を身に付けることを最終目標としながらも、学習過程においては歌やゲームなどの体験的な内容が中心となることから、成績評価については、数値による評価は実施せず、授業における活動を通じ意欲・関心・会話力を中心に評価を行う。

本市では、自然と繰り返すことができるゲームや絵本といった視聴覚教材の使用を主体とした授業を行う。知識として言葉を身に付けるのではなく、自発的にコミュニケーションを行おうとする態度を養い、英語を使いこなすことができる喜びを感じることができるような授業を行う。従来授業は、一定の内容を1時間で説明から理解まで完結させていたが、スパイラル方式により繰り返すことで、着実に理解させ、確実に内容を身に付けることができる。『「英語が使える日本人」の育成 文部科学省の英語教育への取り組み』に基づいた「実践的な英語によるコミュニケーション能力を育成したい」という目標を掲げ、小学校段階における発達状況をふまえた方式を導入することとする。

「英語科」の教材については、株式会社パシフィックイングリッシュクラブ作成の「レシピ方式(PLSシステム[®])」によるプログラムに即した教材を使用する。当該方式では、プログラムの内容について「英語授業のレシピ」で確認をしながら授業を行い、特に教科書は使用せず、フラッシュカードや絵本などを用いて体験的な学習を中心に指導を行う。

市外からの転校生などについては、個々の実態を十分に把握し、個別指導での対応がで

きるように配慮する。

「英語科」の新設に伴う教育課程の編成

小学校の教育課程の編成表

区分	各教科の授業時数										道徳	特別活動	総合	計		
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	体育	家庭	英語						
1 学年	272	/	114	/	102	68	68	90	/	/	34	34	/	782		
	272	/	114	/	82	68	68	90	/	20	34	34	/	782		
2 学年	280	/	155	/	105	70	70	90	/	/	35	35	/	840		
	280	/	155	/	85	70	70	90	/	20	35	35	/	840		
3 学年	235	70	150	70	/	60	60	90	/	/	35	35	105	910		
	235	70	150	70	/	60	60	90	/	35	35	35	70	910		
4 学年	235	85	150	90	/	60	60	90	/	/	35	35	105	945		
	235	85	150	90	/	60	60	90	/	35	35	35	70	945		
5 学年	180	90	150	95	/	50	50	90	60	/	35	35	110	945		
	180	90	150	95	/	50	50	90	60	35	35	35	75	945	上段	現行
6 学年	175	100	150	95	/	50	50	90	55	/	35	35	110	945	下段	英語科新設

(4) 本計画と憲法，教育基本法，学校教育法に示す学校教育の目標との関係について

教育基本法第1条(教育の目的)の規定中、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とあるが、異文化理解により相手を理解する気持ちや英語による自己表現力など、国際社会を形成し、個人を尊ぶためには英語によるコミュニケーション能力の育成が求められている。

小学校の教育課程に「英語科」を新設し、歌、ゲーム、クイズなどにより音声面から英語に触れ、異文化理解により外国の文化を学ぶと同時に、郷土及び自国の文化を学び改めて見直すことは、学校教育法第18条第1項「学校内外の社会生活の経験に基づき、人間相互の関係について、正しい理解と協同、自主及び自立の精神を養うこと」及び第2項「郷土及び国家の現状について、正しい理解に導き、進んで国際協調の精神を養うこと」に合致するものであると考える。

第1学年及び第2学年において、「生活科」から年間20時間削減するに当たって教育課程の内容を精選したところ、学校教育法第18条、小学校学習指導要領第2章「各教科」第5節「生活」第1及び第2に掲げられる目標は十分に達成できるものであると考える。また、「生活科」の目標である「具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心をもち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う。」は、新設する「英語科」の英語によるコミュニケーション能力の育成及び異文化理

解での体験的な活動を通じて達成できると考える。

第3学年から第6学年において、「総合的な学習の時間」から年間35時間削減するに当たって教育活動内容及び指導内容を見直したところ、小学校学習指導要領第1章「総則」第3「総合的な学習の時間の取扱い」5(3)に掲げられる内容は十分に達成できるものと考え。また、「総合的な学習の時間」のねらいである「自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること及び学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること。」は、新設する「英語科」の英語によるコミュニケーション能力の育成及び異文化理解での体験的な活動を通じて達成できると考える。